

## 附属機関等の管理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）及びこれに類似する県教育委員会の要綱等に基づく協議会等の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (附属機関についての基本的な考え方)

第2条 附属機関については、県教育行政に対する県民の意見の反映若しくは専門的な知識の導入又は県教育行政の公正の確保等の附属機関の機能が十分発揮されるよう、この要綱に基づき適切に管理するものとする。

### (附属機関の設置)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除くほか、その調査審議等の内容が次の各号に定める場合をいずれも満たす場合に限り設置するものとする。

- 一 県民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、県民、関係団体、専門的知識を有する者等からの意見を必要とすること。
  - 二 前号に掲げる者から個別の意見聴取等を行うだけでは不十分であること。
  - 三 他に当該審議事項を調査審議等させる適当な附属機関が存在しないこと。
- 2 附属機関は、その弾力的かつ機動的な運営を図るため、所掌事務はできる限り広範囲なものとし、必要に応じて部会等を設置するものとする。
- 3 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置条例において当該附属機関の存続期間を明示するものとする。
- 4 附属機関の所掌事務が経常的に発生しない場合は、当該附属機関の設置条例において必要の都度委員を任命することができるように定めるものとする。
- 5 法律により設置が義務付けられている附属機関のうちその必要性が乏しいものについては、委員の任命及び関係予算の計上を留保するものとする。
- 6 執行機関の附属機関に関する条例第6条に基づき、各附属機関がその組織、会議その他必要な事項を個別に定める場合は、規則で定めるものとする。

### (審議会等の名称の使用制限)

第4条 附属機関でないものは、審査会、審議会、調査会等附属機関と紛らわしい名称を用いてはならない。

### (附属機関の委員の任命についての基本的な考え方)

第5条 附属機関の委員は、原則として民間有識者から選任するものとし、第2条に規定する附属機関の機能が十分発揮されるよう幅広い分野からその所掌事務に求められる専門性を備えた者を起用するものとする。

2 附属機関の委員の代理出席は認められないものであるので、選任に当たり特に留意するものとする。

3 附属機関の委員の任期については、法令に定めのある場合を除き、2年以内を原則とする。

### (留任の基準)

第6条 附属機関の委員の在任期間は、法令の規定により職指定等で任命されるものを

除き、連続して2期までを原則とする。

(重複任命の基準)

第7条 同一人を原則として5つ以上の附属機関の委員に重複して任命しないものとする。ただし、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体の代表者として任命された委員については、この限りでない。

(女性の委員の拡大)

第8条 一の附属機関における女性の委員の構成割合は、埼玉県男女共同参画基本計画の目標数値以上となるよう努めるものとする。

(各年齢層からの選任)

第9条 附属機関の委員は、幅広い年齢層から選任するものとし、当該附属機関における委員の年齢構成を均衡のとれたものにするものとする。

(公募による委員)

第10条 県民の意見をより広く反映させるため、次に掲げる附属機関を除き、委員の一部を公募により選任するものとする。

一 プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要がある附属機関

二 委員の要件に特殊な資格・免許が必要な附属機関

(県職員等の除外)

第11条 県職員(他の執行機関の職員を除く。以下同じ。)及び県職員であった者(退職後2年以内の者に限る。以下同じ。)は、次の各号に掲げる附属機関を除き、附属機関の委員に任命しないものとする。ただし、法令において県職員を委員に任命することが定められている場合及び県職員の属人的な専門的知識・経験から特に必要と認められる場合はこの限りでない。

一 県の職員又は財産に関する事項を取り扱う附属機関

二 関係行政機関相互の連絡調整を行う附属機関

(委員数の適正化)

第12条 一の附属機関における委員の数は、法令に定めのある場合を除くほか、原則20人以内とするものとする。

(関係団体への委員の推薦依頼)

第13条 関係団体に対し附属機関の委員の推薦を依頼する場合には、第5条から第9条までの規定の趣旨を十分考慮するとともに、長期留任、重複就任等の問題の要因ともなっている充て職就任は極力避けるよう努めるものとする。なお、団体等の代表として選任する場合は、団体の長に限ることなく、審議会の委員として出席し、審議内容を充実させる意見が述べられる人物の登用を図るものとする。

(会議開催の周知)

第14条 附属機関の会議の開催に当たっては、県のホームページや広報誌等への掲載、報道発表、庁舎内への掲示等の方法により、会議の議題、開催の日時及び場所、傍聴の可否等について県民に周知しなければならない。

(会議の資料)

第15条 附属機関の会議の資料は、原則として、会議の開催前に配布し、委員が事前に十分に検討できる期間を設けるものとする。

(議事録)

第16条 附属機関の会議の議事録（埼玉県情報公開条例（平成12年条例第77号）第4条に規定する議事録をいう。）は、審議の内容が十分に理解できるような形式としなければならない。

2 附属機関が意思決定を行った場合において、少数意見があるときは、できる限りその内容を答申書等に併記しておくものとする。

（会議結果の公表）

第17条 附属機関の会議結果の公表は、埼玉県情報公開条例第4条及び埼玉県教育委員会が行う情報公開の総合的な推進に関する要綱に基づき行うものとする。

（公聴会）

第18条 附属機関は、県民等から直接意見を聴取するため、公聴会の開催に努めるものとする。

（附属機関に係る教育総務部総務課長への協議）

第19条 各課所館長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、教育総務部総務課長に委員の任命等を行おうとする日の概ね1か月前までに協議しなければならない。

一 附属機関を新たに設置しようとする場合

二 一の附属機関を他の附属機関と統合しようとする場合

三 附属機関を廃止しようとする場合

四 附属機関の委員の任命及び予算の計上を留保しようとする場合

五 第6条の規定にかかわらず、附属機関の委員を連続して2期を超えて任命しようとする場合

六 同一人を5つ以上の附属機関の委員に重複して任命しようとする場合

七 県職員及び県職員であった者を委員に選任しようとする場合（法令において県職員を委員に任命することが定められている場合を除く。）

八 20人を超える委員を選任しようとする場合（法令に委員数の定めのある場合を除く。）

（附属機関に係る教育総務部総務課長への報告）

第20条 各課所館長は、附属機関について、毎年6月1日の委員・構成員の選任状況及び前年度の開催状況を6月15日までに別に定める様式により、教育総務部総務課長に報告するものとする。

2 教育総務部総務課長は、前項の報告に対し、必要に応じて状況確認等を行うものとする。

3 第1項の集計データについては、この要綱による附属機関の管理を的確に行うため、教育総務部総務課長が適切に管理するものとする。

（附属機関に類似する協議会等についての基本的な考え方）

第21条 県教育委員会の要綱、要領、個別の決裁等に基づき設置され、県職員以外の者が構成員の全部又は一部となっている協議会等（関係行政機関又は関係団体との間の連絡調整を行う会議等を除いたものをいう。以下「協議会等」という。）は、懇談会、懇話会、研究会等の名称を用いてその性格を明らかにするものとする。

2 協議会等には、「審議する」、「答申する」等附属機関と紛らわしい所掌事務を付与してはならない。

3 協議会等の意見及び構成員から聴取した意見については、答申、建議、意見書等附属機関の審議結果と受けとられるような呼称を付さないものとする。

(協議会等の設置期間等)

第22条 協議会等は、その設置要綱等において存続期間を明らかにしておかなければならない。

(協議会等の構成員の選任等)

第23条 協議会等については、構成員に対しては就任依頼を行い、委嘱は行わないこととし、第5条から第10条まで及び第12条から第17条までの規定の趣旨に従い構成員を選任し、会議を運営するものとする。

(協議会等に係る教育総務部総務課長への協議)

第24条 各課所館長は、協議会等を新たに設置しようとするときは、教育総務部総務課長へ協議しなければならない。

(協議会等に係る教育総務部総務課長への報告)

第25条 協議会等に係る教育総務部総務課長への報告については、第20条の規定を準用する。

2 各課所館長は、協議会等を廃止したときは、教育総務部総務課長に報告するものとする。

(経常的な見直し等)

第26条 附属機関及び協議会等(以下「附属機関等」という。)については、常にこの要綱により見直しを行い、その合理的な運営に努めるとともに、法律により設置を義務付ける必要性の乏しい附属機関については、国に対しその改善について要請するものとする。

2 附属機関等のうち、3年間開催実績がないものは廃止又は統合を含めて検討するものとする。

3 各課所館長は、附属機関等について毎年1回次の観点により見直しを行うものとする。

一 設置目的を達成したもの又は社会経済情勢等の変化により必要性が低下したものは廃止する。

二 定例的な報告等形式的開催が主であり、活動が不活発なものは廃止する。

三 設置目的及び担当事務又は構成員に共通性があるものは統合する。

四 行政の総合性及び効率性を確保するため統合が可能なものは統合する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 24 条の規定は、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。